

答申第 161 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 27 日付けで諮問された特定の県立射撃場に係る県公安委員会公認手数料執行伺等一部不存在の件（諮問第 162 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として国民体育大会派遣旅費に係る返還金の調定伺票及び返還額の変更に伴う調定伺票(減額)・戻出命令票を特定し、これを公開したことは、相当である。
- (2) 実施機関が、特定の県立射撃場竣工以来の神奈川県公安委員会の公認手数料の執行伺い一式並びに特定のスポーツ振興団体事務局賃貸借に伴う敷金及びその行方に関する文書を作成又は取得していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成4年度からの国民体育大会派遣旅費(以下「国体旅費」という。)残金の不正流用の返還に関する返還側の返還金の調達と支払いの文書及びその後受取側から返還側に還流した事実がある場合はその文書(この文書が国体旅費の不適正執行に係る返還額の確定伺い、国体旅費に係る返還金の調定伺票及び返還額の変更に伴う調定伺票(減額)・戻出命令票又はその他を指す場合には当該文書)(以下「不正流用返還文書」という。)、特定の県立射撃場(以下「県立射撃場」という。)竣工以来の神奈川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の公認手数料の執行伺い一式(以下「公安委員会公認手数料執行伺い」という。)並びに特定のスポーツ振興団体事務局賃貸借に伴う敷金及びその行方に関する文書(以下「賃貸借に関する文書」という。)について神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成12年10月13日付けで行った次の処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 不正流用返還文書を特定して全部公開とした処分

イ 公安委員会公認手数料執行伺い及び賃貸借に関する文書(以下「本件公開拒否文書」という。)を管理していないとして、公開を拒んだ処分

### (2) 不服申立ての理由

ア 不正流用返還文書について

(ア) 不服申立人が別の公開請求において同じ不正流用返還文書を請求し、

これを閲覧したところ、原本には、はがき大の文書が2枚添付されていたが、実施機関から交付された写しには、はがき大の文書が1枚しか添付されていなかった。このことは、当該文書の写しの交付代金に係る現金領収書の原符の写し（以下「領収書原符」という。）に記載された代金と原本の枚数との間に食い違いがあることから確認できる。そこで、改めて本件公開請求を行ったところ、公開された不正流用返還文書にはやはり、はがき大の文書は1枚しか添付されていなかった。

したがって、本件処分における不正流用返還文書は、当該文書のすべてではなく、変造されている。

(イ) 実施機関が別の公開請求において交付した不正流用返還文書の写しの交付を受けるために支払った代金と実施機関が説明する原本の枚数に食い違いがあり、本件処分において不服申立人が閲覧していない行政文書があるはずであるから、その行政文書の公開を求める。

イ 公安委員会公認手数料執行伺いの存否について

(ア) 県立射撃場は公安委員会に対し公認申請手数料が支払われたため公認されているのであり、実施機関によって支払いが行われているにもかかわらず公安委員会公認手数料執行伺いが存在しないというのであれば、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）違反であるし、また、県が県以外の団体に支払いをさせているならば違法行為を強制していることになる。

(イ) また、特定の社団法人（以下「本件社団法人」という。）に対して公認手数料が支払われていることからすれば、公安委員会の公認が更新されるごとに公認手数料を支払う必要があるはずであるから、公安委員会公認手数料執行伺いは存在するはずである。

ウ 賃貸借に関する文書の存否について

(ア) 不服申立人は、賃貸借に関する文書については、特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）が管理する文書ではなく、実施機関である教育委員会に対して教育委員会が管理する文書を公開請求したものである。

(イ) 実施機関は、振興団体に対して補助金を支出しているのであるから、

振興団体から事業報告書を取得しているはずであり、この事業報告書には賃貸借に関する文書が含まれていると考えられる。当該文書は、補助金の交付等に関する規則及びスポーツ振興事業に係る補助金交付要綱により保存期間が5年とされているので、存在するはずである。

#### エ その他

(ア) 振興団体が平成10年度末で解散しているならば、事務局を置いていた事務所に係る賃貸借契約に基づき支払われた敷金が返還されるべきところ、別の公開請求において一部公開された平成10年度振興団体運営費決算書には事務所撤去用消耗品代等や事務所撤去廃棄物処理料等の記載はあるが、返還されるべき1,000万円近い敷金の記載がなく、この敷金の精算が行われていない。

不服申立人は、敷金の返還があったことを関係者から直接聞いており、関係者により返還された敷金が横領された疑いがある。

(イ) 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 不正流用返還文書について

ア 不正流用返還文書は、国体旅費に係る返還金の調定伺票及び返還額の変更に伴う調定伺票(減額)・戻出命令票であり、実施機関はこれを全部公開した。

イ 不服申立人は、別の公開請求において閲覧時にはがき大の文書2枚を見たと主張するが、はがき大の文書はそもそも1枚しか存在せず、全部公開した文書以外には存在しない。

#### (2) 本件公開拒否文書について

ア 公安委員会公認手数料執行伺いについて

公安委員会公認手数料執行伺いは、県立射撃場竣工以来の同射撃場に係る公安委員会への指定申請手数料の執行伺い一式である。

イ 賃貸借に関する文書について

賃貸借に関する文書は、振興団体事務局の事務所の賃貸借に伴う敷金及び返還されたとされる当該敷金の行方に関する文書である。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

ア 公安委員会公認手数料執行伺いについて

(ア) 公安委員会に対する射撃場の指定申請には、手数料は不要である。

不服申立人は、本件社団法人に対して公認手数料を支払っていることから、公安委員会公認手数料執行伺いが存在する旨主張するが、本件社団法人に対して支払う公認手数料は、競技施設としての公認に関するものであり、公安委員会に対する射撃場としての指定申請とは別のものである。

(イ) したがって、実施機関は、公安委員会公認手数料執行伺いを作成していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

イ 賃貸借に関する文書について

(ア) 賃貸借に関する文書は、振興団体が管理する文書であり、振興団体は教育委員会とは別の組織である。

振興団体の業務は教育委員会の本来業務ではないため、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき職務専念義務を免除(以下「職専免」という。)されて業務を行っていた。

したがって、当該文書は、実施機関が管理する文書に当たらない。

(イ) 不服申立人は、実施機関が振興団体から取得した事業報告書に賃貸借に関する文書が含まれている旨主張するが、当該文書は既に別の公開請求で不服申立人に公開されており、本件公開請求の対象とは理解していない。

(ウ) 以上のことから、賃貸借に関する文書を実施機関が管理していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会

審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

( 2 ) 不正流用返還文書について

ア 不正流用返還文書は、国体旅費に係る返還金の調定伺票及び返還額の変更に伴う調定伺票(減額)・戻出命令票であり、実施機関はこれらを特定し、全部公開したことが認められる。

イ 不服申立人は、別の公開請求によって、同じ不正流用返還文書を閲覧した際、原本には、はがき大の文書が 2 枚添付されていたが、交付された不正流用返還文書の写し(以下「別件交付文書」という。)には、はがき大の文書が 1 枚しか添付されておらず、本件処分において公開された不正流用返還文書にもはがき大の文書は 1 枚しか添付されていなかったことから、当該文書は不正流用返還に関する文書のすべてではなく変造されている旨主張している。

本件処分において公開された不正流用返還文書は、合計 11 枚であることが認められる。また、不服申立人が存在する旨主張するもう 1 枚のはがき大の文書(以下「はがき大文書」という。)がどのようなものか明確ではないが、当審査会において調査したところ、不服申立人は、別の公開請求に関する訴訟において、返還額の変更に伴う調定伺票(減額)・戻出命令票の裏面に添付された支払案内書と同様の文書 1 枚が存在する旨主張していることから、本諮問案件において不服申立人が主張するはがき大文書もこの支払案内書と同様の文書を指すものと考えられる。

不正流用返還文書は平成 9 年度に作成された文書であるが、平成 12 年 4 月 1 日改正前の財務規則第 98 条第 1 項によると、支払案内書は出納長又は出納員から債権者に送付されるべき性格の文書であり、また、財務規則上調定伺票(減額)・戻出命令票に支払案内書の控えを添付する旨の規定も存在せず、実際上も支払案内書の控えは、作成されていないことが認められる。

ウ 以上のことからすると、はがき大文書が何であるかは必ずしも明確ではないが、それが支払案内書であるとすると、当該文書が不正流用返還

文書に添付されていたと認めることは困難である。

エ また、不服申立人は、別件交付文書の交付を受けるために支払った代金（以下「交付代金」という。）と実施機関が説明する原本の枚数に食い違いがある旨主張している。

当審査会において交付代金に係る領収書原符を調査したところ、交付代金は10枚分の300円であったことが認められる。

前記イで述べたとおり不正流用返還文書は合計11枚であることからすると、交付代金に見合う枚数と実施機関が説明する原本の枚数に1枚分の食い違いがあることが認められる。その原因は不明であるが、不服申立人が主張するところに従えば、公開された不正流用返還文書11枚のほかにはがき大文書が1枚あり、合計で12枚の文書があったことになり、いずれにしても、交付代金とは整合しないものと認められる。

したがって、交付代金に見合う枚数と原本の枚数に食い違いがあることのみをもってはがき大文書が存在したものと認め難い。

オ 以上のことからすると、不服申立人の主張する内容からはがき大文書があったものと認めることは困難である。

### （3）本件公開拒否文書について

#### ア 公安委員会公認手数料執行伺いについて

公安委員会公認手数料執行伺いは、県立射撃場竣工以来の同射撃場に係る公安委員会への指定申請手数料の執行伺い一式である。

#### イ 賃貸借に関する文書について

賃貸借に関する文書は、振興団体事務局の事務所の賃貸借に伴う敷金及び返還されたとされる当該敷金の行方に関する文書である。

### （4）本件公開拒否文書の存否について

#### ア 公安委員会公認手数料執行伺いについて

（ア）不服申立人は、県立射撃場は公認申請手数料が支払われたために公認されているのであり、支払が行われながら公安委員会公認手数料執行伺いが存在しないということは財務規則違反である旨主張している。

射撃場の指定に関する法令等には、射撃場に係る公安委員会への指定の申請に手数料が必要であるとの規定は存在しないことから、前記

3(3)ア(ア)で実施機関が説明するとおり、射撃場に係る公安委員会への指定申請には、手数料は不要であることが認められる。

(イ)したがって、公安委員会公認手数料執行伺いは、存在しないものと認められる。

#### イ 賃貸借に関する文書について

(ア)実施機関は、振興団体と教育委員会は別の組織であって、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は教育委員会の本来の業務ではないため職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき職専免を受けてこれを行っていることから、賃貸借に関する文書を行政文書として管理していない旨説明している。

(イ)神奈川県情報公開条例第3条は、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。

(ウ)当審査会が調査したところ、振興団体は、県市町村の関係職員、体育・スポーツ関係団体の役職員、学識経験者等で構成されており、また、事務局職員についても実施機関の職員及び体育・スポーツ関係団体の職員等が従事していたことからすると、教育委員会とは別個の独立した団体であったと認められる。

そして、実施機関の職員が振興団体の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職専免を受けており、さらに振興団体の事務局は、実施機関の事務室とは別の場所で業務を行っていた。

したがって、振興団体の文書は、実施機関が管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理されていたものと認められる。

(エ)以上のことからすると、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関において管理する文書とは認められない。

(オ)また、不服申立人は、賃貸借に関する文書について、実施機関が振興団体に対し補助金を支出していることから、実施機関は振興団体

から事業報告書を取得しているはずである旨主張している。

当審査会が調査したところ、実施機関は振興団体に対して平成 10 年度まで補助金を交付していたことに伴い、振興団体から事業報告書を取得していたが、これらの事業報告書について、不服申立人は、平成 12 年 8 月 9 日付けで「振興団体に係る事業報告書一式（平成 8 年度から平成 10 年度まで）」を公開請求し、既に平成 12 年 8 月 23 日付けで一部公開の決定を受け、また、同様に平成 12 年 8 月 23 日付けで「平成 4 年度から平成 7 年度まで及び平成 11 年度の振興団体に係る事業報告書一式」を公開請求し、既に平成 12 年 9 月 6 日付けで一部公開の決定を受けたことが認められる。

したがって、補助金を支出していたことに伴い実施機関が取得した事業報告書は、既に不服申立人に一部公開されており、一般に同一人がほぼ同時期に同じ行政文書を重ねて公開請求することは考え難いことからすると、実施機関がこれらの文書を、本件の公開請求には含まないものと解したことが不合理であるとはいえない。

(カ) 以上のことからすると、賃貸借に関する文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

#### (5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2) エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 27 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 8 月 8 日 ( 第 25 回部会 )	審議
9 月 1 日 ( 第 26 回部会 )	審議
9 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
11 月 20 日 ( 第 28 回部会 )	審議
12 月 18 日 ( 第 29 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年2月12日現在)(五十音順)